



県章

山形県公報

令和2年3月13日(金)
第88号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定	(村山総合支庁地域健康福祉課)	…184
○指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	…同
○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止	(置賜総合支庁地域保健福祉課)	…185
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止	(同)	…同
○同	(同)	…同
○指定居宅サービス事業者の指定	(庄内総合支庁地域保健福祉課)	…同
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止	(同)	…186
○地方卸売市場の廃止の許可	(6次産業推進課)	…同
○地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出	(同)	…同
○農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知	(森林ノミクス推進課)	…同
○道路の区域の変更	(村山総合支庁建設総務課)	…187
○同	(同)	…同
○同	(同)	…同
○同	(同)	…188
○県道の供用の開始	(同)	…同
○山形県総合運動公園の利用料金	(同)	…同
○道路の区域の変更	(最上総合支庁建設総務課)	…189
○県道の供用の開始	(同)	…同
○公共測量の終了の通知	(県土利用政策課)	…同
○県証紙売りさばき人の指定	(会計局)	…190
○県証紙売りさばき業務の廃止の届出	(同)	…同
○山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程	(同)	…同

教育委員会関係

告 示

○山形県教育委員会3月定例会の招集	…191
-------------------	------

公安委員会関係

規 則

○山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則	…同
--------------------------------	----

選挙管理委員会関係

告 示

○政治団体の設立	…192
○政治団体の届出事項の異動	…同

- 政治団体の解散……………194
- 資金管理団体の指定……………195
- 資金管理団体でなくなった旨の届出……………196
- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部改正……………同

監査委員関係

訓 令

- 山形県監査委員監査基準……………同

病院事業局関係

規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………200

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・県産品振興課）…203
- 同……………（同）…205
- 同……………（同）…206
- 同……………（同）…208

正 誤

告 示

山形県告示第131号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人社団悠愛会	介護老人保健施設メルヘン 東村山郡山辺町大字大寺字竹ノ花1152番 1	訪問リハビリテーション	令和 2. 2. 17

山形県告示第132号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人社団悠愛会	介護老人保健施設メルヘン 東村山郡山辺町大字大寺字竹ノ花1152番 1	介護予防訪問リハビリテーション	令和 2. 2. 17

山形県告示第133号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人舟山病院	舟山病院訪問介護事業所 米沢市駅前二丁目4番8号	訪問介護	令和2.3.31
社会福祉法人米沢市社会福祉協議会	米沢市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション 米沢市西大通一丁目5番60号	訪問介護	同
社会福祉法人長井福祉会	慈光園ホームヘルパーステーション 長井市小出3453番地	訪問介護	同

山形県告示第134号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人なでらの森 米沢市城西四丁目5番87号	ぼぶら 米沢市城西四丁目5番87号	就労継続支援（A型）	令和2.3.31

山形県告示第135号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人米沢市社会福祉協議会 米沢市西大通一丁目5番60号	米沢市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション 米沢市西大通一丁目5番60号	居宅介護	令和2.3.31
社会福祉法人米沢市社会福祉協議会 米沢市西大通一丁目5番60号	米沢市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション 米沢市西大通一丁目5番60号	同行援護	同

山形県告示第136号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社エミネンス	訪問介護事業所 松山 酒田市臼ヶ沢字池田通122番地	訪問介護	令和2.2.28

山形県告示第137号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
合同会社草笛の家 鶴岡市羽黒町川代字桜ヶ丘120番地3	草笛の家 鶴岡市羽黒町川代字桜ヶ丘120番地3	短期入所	令和2.3.10

山形県告示第138号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、地方卸売市場の廃止を次のとおり許可した。

令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

廃止する者の名称及び代表者氏名	廃止する地方卸売市場		廃止許可の年月日
	名 称	所 在 地	
県南中央青果株式会社 代表取締役 高野 和夫	県南中央青果株式会社 地方卸売市場	南陽市長岡718番地の1	令和2.2.28

山形県告示第139号

山形県卸売市場条例（昭和46年12月県条例第50号）第10条の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務を廃止する旨の届出があった。

令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

届出をした者の名称及び代表者氏名	届出に係る地方卸売市場		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
県南中央青果株式会社 代表取締役 高野 和夫	県南中央青果株式会社 地方卸売市場	南陽市長岡718番地の1	令和2.2.29

山形県告示第140号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所
北村山郡大石田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

- 3 保安林解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林ノミクス推進課及び大石田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和2年3月13日から同月27日まで縦覧に供する。
令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 458号
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東村山郡山辺町大字山辺字十二神3125番2から 同 三河1番1まで	旧	22.0メートル } 16.8	メートル 40
同 上	新	18.4メートル } 16.8	同 上

山形県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和2年3月13日から同月27日まで縦覧に供する。
令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 上山七ヶ宿線
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
上山市三本松915番2から 同 まで	旧	8.5メートル } 8.3	メートル 12
上山市三本松915番1から 同 まで	新	14.0メートル } 13.8	同 上

山形県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和2年3月13日から同月27日まで縦覧に供する。
令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 山形天童線
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
天童市大字北目字千苺2427番から 同 一日町四丁目103番まで	旧	49.0 <small>メートル</small> } 8.4	<small>メートル</small> 280
同 上	新	48.6 <small>メートル</small> } 8.4	同 上

山形県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和2年3月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 山形永野線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
上山市永野字蔵王山国有林237林班り3小班から 同 ら1小班まで	旧	27.0 <small>メートル</small> } 7.5	<small>メートル</small> 110
同 上	新	40.9 <small>メートル</small> } 7.5	同 上

山形県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和2年3月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 上山七ヶ宿線
- 2 供用開始の区間 上山市三本松1313番1から
同 915番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月13日

山形県告示第146号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の4第2項の規定により、山形県総合運動公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 利用料金
(1) (2)以外の場合

施 設		区 分		利 用 料 金
屋外プー ル	レクリエーショ ンプール	児童生徒等 が使用する 場合	20人以上の団体で使用する場合	1人1回当たり 340円
			上記以外の場合	1人1回当たり 400円
		上記以外の 場合	20人以上の団体で使用する場合	1人1回当たり 680円

		上記以外の場合	1人1回当たり 800円
--	--	---------	-----------------

(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示して個人で利用する場合

施 設		区 分	利 用 料 金
屋外プー ル	レクリエーショ ンプール	児童生徒等が使用する場合	1人1回当たり 200円
		上記以外の場合	1人1回当たり 400円

備考 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学生の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。

2 適用期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

山形県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年3月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 片倉塩線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡大蔵村大字南山字柳沢3310番1から 同 まで	旧	7.0メートル } 2.7	メートル 140
同 上	新	25.0メートル } 2.8	メートル 115

山形県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年3月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 片倉塩線
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字南山字柳沢3310番1から
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月13日

山形県告示第149号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
酒田市宮野浦及び東田川郡庄内町清川地内（最上川流域）
酒田市浜中及び鶴岡市熊出地内（赤川流域）

- 2 公共測量を実施した期間
令和元年10月3日から令和2年2月21日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量、河川定期横断測量及び河川深淺測量）

山形県告示第150号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名称及び代表者氏名	所在地	売りさばき所の所在地	指定年月日	売りさばき開始年月日
有限会社ジョイランチ 代表取締役 渡邊 康 二郎	山形市松栄二丁目2番 41号	寒河江市大字西根字石 川西355番地	令和 2. 2. 27	令和 2. 3. 9

山形県告示第151号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人		売りさばき所の所在地	廃止年月日
氏 名	住 所		
佐藤 とみ子	寒河江市越井坂町141番地の 2	寒河江市大字西根字石川西 355番地	令和 2. 2. 29

山形県告示第152号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中 「 湯温海甲269番地」の2 を 「 湯温海甲306番地」に、 「 湯野浜二丁目9番1号」を 「 湯野浜字浜泉444番地38」に改める。

附 則

この規程は、令和2年3月16日から施行する。

教育委員会関係**告 示****山形県教育委員会告示第3号**

山形県教育委員会3月定例会を次のとおり招集した。

令和2年3月13日

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

- 1 招集の日時 令和2年3月16日（月） 午後3時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
 - (1) 新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業の対応に係る臨時専決処理の承認について
 - (2) 令和2年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の変更に係る臨時専決処理の承認について
 - (3) 東南置賜地区の県立高校再編整備計画について
 - (4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について
 - (5) 教育委員会職員の人事について
 - (6) 教職員の人事について

公安委員会関係**規 則**

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月13日

山形県公安委員会
委員長 吉 田 眞 一 郎

山形県公安委員会規則第2号**山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則**

山形県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和34年9月県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

区 分	警 察 官				そ の 他 の 職 員	合 計	備 考
	警 視	警 部	警 部 補 巡査部長 巡	計			
警 察 本 部	62人	95人	498人	655人	220人	875人	警部補の総数は561人とし、巡査部長の総数は580人とする。
警 察 署	28人	89人	1,241人	1,358人	117人	1,475人	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和2年3月13日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷 誠

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
松田清隆後援会	松田清隆	鈴木俊秋	西村山郡大江町大字左沢88番地の1	令和 2. 1. 22
芳賀道也高島町後援会	近 清剛	高梨忠博	東置賜郡高島町大字糠野目2015-1	同 1. 28
伊藤えいじ後援会	伊藤英司	今井憲史	南陽市長岡632の4	同 1. 30
小松武美後援会	中村和彦	小松弘子	南陽市小岩沢41-15	同 2. 3
佐藤英司後援会	押切民夫	丹 文哉	最上郡金山町大字金山411番地	同
親 英 会	佐藤英司	松澤享一	最上郡金山町大字金山411番地	同

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
鮎友会	柿崎力治朗	白岩 匠	新庄市本町6-17	角田 鮎子	衆議院議員	令和 2. 2. 20

山形県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和2年3月13日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷 誠

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党戸沢村支部	加藤 文明	主たる事務所の所在地	最上郡戸沢村大字松坂363-1	最上郡戸沢村大字津谷1257	令和元. 12. 20
		代表者の氏名	加 藤 文 明	早 坂 文 也	
		会計責任者の氏名	伊 藤 一	小 野 宏	
自由民主党山形県土地改良支部	土屋 健吾	代表者の氏名	土 屋 健 吾	村 上 誠	同 2. 2. 5
自由民主党川西支部	舩山 現人	会計責任者の氏名	伊 藤 寿 郎	金 子 一 郎	同 2. 20
自由民主党山形県東置賜郡第二支部	舩山 現人	会計責任者の氏名	大 木 真 史	金 子 友 造	同

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
鈴木淳士後援会	鈴木 淳士	代表者の氏名	鈴 木 淳 士	遠 藤 淳 士	平成 31. 1. 16
鈴木君徳君を励ます会	高橋 富雄	会計責任者の氏名	高 橋 秀 夫	加 藤 昭 一	同 4. 1
遠藤りゅういち後援会	遠藤 隆一	主たる事務所の所在地	米沢市門東町2-1-5	米沢市門東町3-2-22	同 4. 23
白岩孝夫後援会	新山 真弘	会計責任者の氏名	白 岩 守	白 岩 正 隆	令和元. 5. 17
伊藤進後援会	井上 満	代表者の氏名	井 上 満	井 上 数 雄	同 11. 16
青柳やすのぶ清心会	青柳 安展	会計責任者の氏名	設 楽 勇 吉	土 田 吉 博	同 12. 3
山口まさお後援会	丸山 啓一	代表者の氏名	丸 山 啓 一	山 口 光 幸	同 12. 15
遠藤りゅういち後援会	遠藤 隆一	会計責任者の氏名	遠 藤 隆 一	菅 野 秀 人	同 2. 1. 1
梅川信治後援会	森谷 正孝	代表者の氏名	森 谷 正 孝	寒 河 江 健 一	同 1. 13
高橋ひろし後援会	高橋 弘	会計責任者の氏名	矢 萩 暢 彦	高 橋 康 成	同 1. 22
テイク・オフ21	坂野 良典	代表者の氏名	坂 野 良 典	今 野 博 喜	同 1. 23
		会計責任者の氏名	尾 形 駿	福 山 瑛 史	
川野ひろあき後援会	高橋 育子	代表者の氏名	高 橋 育 子	金 子 利 雄	同 1. 25
私鉄庄内交通政策研究会	本間 一	会計責任者の氏名	屋 代 高 志	阿 部 亮 哉	同 2. 1

古澤義弘後援会	飯田長四郎	政治団体の名称	古澤義弘後援会	古澤義弘を励ます会	同 2. 5
山形県土地改良政治連盟	土屋健吾	代表者の氏名	土屋健吾	村上誠	同
今野美奈子後援会	鈴木光市	会計責任者の氏名	今野修	佐藤美紀子	同 2. 7
山形県民社協会新庄支部	松田一幸	代表者の氏名	松田一幸	笹原大輔	同
		会計責任者の氏名	海谷典孝	阿部駿	
佐久間千佳後援会	成澤正	代表者の氏名	成澤正	大沼隆	同 2.10
まつなが裕美を支える会	阿部勝雄	代表者の氏名	阿部勝雄	金子昭郷	同 2.17
		会計責任者の氏名	星野武紘	菅原さおり	
酒田TRY21	北川幸宏	会計責任者の氏名	後藤篤志	高橋祐一郎	同 2.19
関井みきお後援会	関井美喜男	会計責任者の氏名	後藤篤志	高橋祐一郎	同
山形県民社協会酒田支部	関井美喜男	会計責任者の氏名	後藤篤志	高橋祐一郎	同
川西の未来を拓くみんなの会	川崎久蔵	会計責任者の氏名	大木真史	金子友造	同 2.20
現代政策研究会	船山現人	会計責任者の氏名	大木真史	金子友造	同

山形県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和2年3月13日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党山形県参議院選挙区第一支部	亀 瑞 穂	令和元. 12. 16
自由民主党山形県山形市第二支部	今 井 栄 喜	令和元. 12. 31
自由民主党山形県米沢市第二支部	後 藤 源	令和元. 12. 31

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
大沼みずほ後援会	亀 瑞 穂	令和元. 12. 16

県都クラブ	広 谷 五郎左エ門	令和元. 12. 19
竹田よしのり後援会	竹 田 良 則	令和元. 12. 20
石原英一後援会	後 藤 常 雄	令和元. 12. 22
海野義弘後援会	海 野 義 弘	令和元. 12. 31
長南まこと後援会	佐 藤 通	令和元. 12. 31
置賜政治研究会	後 藤 源	令和元. 12. 31
早坂松一後援会	大 友 久 士	令和元. 12. 31
大場ひでお後援会	大 場 英 雄	令和元. 12. 31
田中たかし後援会	長 谷 川 俊 夫	令和元. 12. 31
菅俊郎を育てる会	笠 原 一 郎	令和元. 12. 31
高橋つよし後援会	高 橋 剛	令和元. 12. 31
三浦としゆき後援会	三 浦 利 由 喜	令和元. 12. 31
渡辺ひろい後援会	村 田 則 子	令和 2. 1. 8
森かずひろ後援会	森 一 弘	令和 2. 1. 18
中原まさし後援会	中 原 正 志	令和 2. 2. 13
渡部一史後援会	渡 部 一 史	令和 2. 2. 26
竹田修一後援会	田 村 清 吉	令和 2. 2. 28

山形県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

令和2年3月13日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
伊 藤 英 司	南陽市議会議員	伊藤えいじ後援会	南陽市長岡632の4	令和 2. 2. 3
佐 藤 英 司	金山町長	親英会	最上郡金山町大字金山411番地	同

山形県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和2年3月13日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
亀 瑞 穂	大沼みずほ後援会	令和元. 12. 16
広 谷 五郎左エ門	県都クラブ	同 12. 19
竹 田 良 則	竹田よしのり後援会	同 12. 20
海 野 義 弘	海野義弘後援会	同 12. 31
大 場 英 雄	大場ひでお後援会	同
高 橋 剛	高橋つよし後援会	同

山形県選挙管理委員会告示第18号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

令和2年3月13日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

- 「東根市 東根市農民研修センター
 // 東根市小林地区集会所
 // 東根市営住宅並松団地集会所 を「東根市 東根市研修センター」に改める。
 // 東根市研修センター 」

監査委員関係

訓 令

山形県監査委員訓令第1号

山形県監査委員事務局

山形県監査委員監査基準を次のように定める。

令和2年3月13日

山形県監査委員 小 野 幸 作
 山形県監査委員 木 村 忠 三
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

山形県監査委員監査基準

第1章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第1条 地方公共団体において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、当該地方公共団体の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住

民の福祉の増進に資することを目的とする。

- 2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び知事等に提出する。

（監査等の範囲及び目的）

第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- 一 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
 - 二 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
 - 三 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること
 - 四 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
 - 五 例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること
 - 六 基金運用審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること
 - 七 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
 - 八 内部統制評価報告書審査 知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること
- 2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

（独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）

第4条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

- 2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

（専門性）

第5条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

- 2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

（指導的機能の発揮）

第6条 監査委員は、監査等を実施する過程において、監査等の目的を果たす一環として、監査等の対象組織に対し、必要に応じて是正又は改善を行うよう助言等を行い、指導的機能を発揮するものとする。

（質の管理）

第7条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

- 2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第2章 実施基準

（監査計画）

第8条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

（リスクの識別と対応）

第9条 監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。本条、次条第2項並びに第16条第3項及び第4項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

（内部統制に依拠した監査等）

第10条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

（監査等の実施手続）

第11条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

（監査等の証拠入手）

第12条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

（各種の監査等の有機的な連携及び調整）

第13条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

（外部監査人等との連携）

第14条 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、外部監査人等との連携を図るものとする。

第3章 報告基準

（監査等の結果に関する報告等の作成及び提出）

第15条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を知事に提出するものとする。

（監査等の結果に関する報告等への記載事項）

第16条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

一 本基準に準拠している旨

二 監査等の種類

三 監査等の対象

四 監査等の着眼点（評価項目）

五 監査等の実施内容

六 監査等の結果

2 前項第六号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じ、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

一 財務監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

二 行政監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

三 財政援助団体等監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って

行われていること

- 四 決算審査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること
 - 五 例月出納検査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること
 - 六 基金運用審査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、知事から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること
 - 七 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること
 - 八 内部統制評価報告書審査 知事が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること
- 3 第一項第六号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
 - 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
 - 5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。

（合議）

第17条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- 一 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
 - 二 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
 - 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
 - 四 決算審査に係る意見の決定
 - 五 基金運用審査に係る意見の決定
 - 六 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
 - 七 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

（公表）

第18条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- 一 監査の結果に関する報告の内容
- 二 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

（措置状況の公表等）

第19条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めよう努めるものとする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第2号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月13日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分		金額		
分べん介助料等	分べん介助料	妊娠満12週から満15週まで	70,000円	
		妊娠満16週以降	帝王切開べん手術を行った場合	単児の場合 94,000円 多児の場合 94,000円に2児以上1児を増すごとに54,000円を加算した額
			上記以外の場合	単児の場合 170,000円 多児の場合 170,000円に2児以上1児を増すごとに85,000円を加算した額
	産科医療補償加算（妊娠満22週以降の分べんに限る。）		単児の場合 16,000円 多児の場合 16,000円に2児以上1児を増すごとに16,000円を加算した額	
	妊婦指導料		1回につき 1,450円	
	新生児管理料		1日につき 9,000円	
人工妊娠中絶料	人工妊娠中絶料	妊娠満11週まで	93,500円	
		妊娠満12週から満15週まで	132,000円	
		妊娠満16週以降	154,000円	
妊婦健康体操指導料		1回につき 1,120円		
乳房管理指導料		1回につき 2,620円		
産後2週間親子健診料		1回につき 2,250円		
産後4週間健診料		1回につき 4,220円		
避妊処置料	子宮内避妊装置挿入料	60,500円		
	子宮内避妊装置抜去料	11,000円		
死体検案料		診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1第1章第1部第1節初診料の項に定める点数により算定した額に、検案の場所に応じ、同表第2章第2部第1節往診料の項に定める点数により算定した額を加算した額に1.1を乗じて得た額		
死体処置料		診療報酬の算定方法別表第1第2章第10部第1節第1款創傷処理の項及び小児創傷処理（6歳未満）の項に定める点数により算定した額に1.1を乗じて得た額		
非紹介患者初診加算料	山形県立中央病院及び山形県立新庄病院における初診に係るもの	1回につき 5,500円の範囲内で病院ごとに定める額		
再診加算料	山形県立中央病院及び山形県立新庄病院における再診に係るもの	1回につき 2,750円の範囲内で病院ごとに定める額		

長期入院料			保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号。以下「保険外併用療養費に係る告示」という。）第8号に規定する通算対象入院料の基本点数により算定した額に0.15を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額	
入院室使用料（山形県立病院の管理の都合により、院長が特に入室させる場合を除く。）	助産に係る診療等を受ける場合	2人室	1人で使用する場合	1日につき 2,600円
			2人で使用する場合	1人1日につき 1,300円
		1人室A		1日につき 4,100円
		1人室B		1日につき 2,600円
		1人室（精神病床）		1日につき 3,100円
		特別室S		1日につき 20,000円
		特別室A		1日につき 10,700円
		特別室B		1日につき 7,500円
		特別室C		1日につき 5,000円
		特別室（精神病床）		1日につき 10,800円
		LDR室		1日につき 14,000円
		緩和ケア室A		1日につき 10,700円
	緩和ケア室B		1日につき 5,100円	
	上記以外の場合	2人室	1人で使用する場合	1日につき 2,860円
			2人で使用する場合	1人1日につき 1,430円
		1人室A		1日につき 4,510円
		1人室B		1日につき 2,860円
		1人室（精神病床）		1日につき 3,410円
		特別室S		1日につき 22,000円
		特別室A		1日につき 11,770円
		特別室B		1日につき 8,250円
		特別室C		1日につき 5,500円
特別室（精神病床）		1日につき 11,880円		
LDR室		1日につき 15,400円		
緩和ケア室A		1日につき 11,770円		
緩和ケア室B		1日につき 5,610円		
文書料		消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第6号トに該当する場合	診断書料	普通診断書料
	詳細な診断書料			1通につき 5,000円
	特殊な診断書料			1通につき 5,000円
	検案書料		1通につき 5,000円	
	諸証明書料		普通証明書料	1通につき 1,200円
			詳細な証明書料	1通につき 3,000円
	上記以外の場合		診断書料	普通診断書料
		詳細な診断書料		1通につき 5,500円
		特殊な診断書料		1通につき 5,500円
		検案書料		1通につき 5,500円
		諸証明書料	普通証明書料	1通につき 1,320円
			詳細な証明書料	1通につき 3,300円

診療記録複写料（用紙を用いるものに限る。）		白黒	1枚につき	10円
		カラー	1枚につき	50円
画像診断用 電子画像複 写料	光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの		1枚につき	80円
	光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの		1枚につき	160円
受託検査及びレントゲン撮影料			診療報酬の算定方法別表第1第2章第3部、第4部及び第13部に定める点数により算定した額に1.1を乗じて得た額	
薬剤料			標示価格に相当する額に1.1を乗じて得た額	
診療用材料料			診療用材料の購入価格に相当する額に1.1を乗じて得た額	
HLA検査料			1回につき	26,700円
新生児先天性代謝異常検査検体採取料			1回につき	3,070円
胎児染色体検査料（羊水穿刺法）			1回につき	70,510円
人工授精料			1回につき	22,200円
体外受精料	採卵料		1回につき	73,480円
	受精培養料	顕微授精を伴う場合	1回につき	146,570円
		上記以外の場合	1回につき	92,080円
	胚移植料		1回につき	50,710円
周術期カルベリチド静脈内投与による再発抑制療法			1回につき	2,010円
術前のS-1内服投与、シスプラチン静脈内投与及びトラスツズマブ静脈内投与の併用療法			1回につき	27,980円
新生児衣類使用料			1人1日につき	800円
おむつ使用料	パンツ型又はテープ止め型		1枚につき	150円
	平型		1枚につき	90円
	尿取りパッド		1枚につき	70円
病衣使用料	助産に係る診療等を受ける場合		1人1日につき	70円
	上記以外の場合		1人1日につき	80円
透析患者食事提供料			1食につき	700円
歯冠修復及び欠損補綴料	インレー	3面又は4面窩洞	1歯につき	38,500円
		2面窩洞	1歯につき	27,500円
		1面窩洞	1歯につき	16,500円
	全部鑄造冠	大白歯	1歯につき	49,500円
		小白歯	1歯につき	44,000円
	メタルボンド		1歯につき	77,000円
	ポーセレンジャケット冠		1歯につき	55,000円
	硬質レジン冠		1歯につき	55,000円
	金属床		1床につき	132,000円
	即時義歯	総義歯	1床につき	66,000円
		局部義歯	1床につき	44,000円

インプラント治療料	手術材料費		使用した材料費用に1.1を乗じて得た額 (単冠最終補綴物については使用した材料費用に2を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額)
	インプラント材植立 (一次手術)	1本目	126,500円
		複数本数埋入加算	1本につき 63,250円
	インプラント材植立 (二次手術)	1本目	49,500円
		複数本数埋入加算	1本につき 24,750円
	骨造成術		1本につき 19,580円
	上顎洞底挙上術（口腔内片側）		1回につき 73,260円
	上顎洞底挙上術（口腔内両側）		1回につき 109,890円
骨採取料		1回につき 49,610円	
診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて行う診療（選定療養に該当するものに限る。）			診療報酬の算定方法の告示の規定の例により算定した額に1.1を乗じて得た額
セカンドオピニオン外来診療料			1回につき 29,630円
遺伝性乳がん・卵巣がん 遺伝子検査料	HBOCスクリーニング		1回につき 90,530円
	BRCA MLPA		1回につき 44,330円
	HBOCシングルサイト		1回につき 33,330円
カウンセリング料			1回につき 7,580円
損保会社等面談料			1回につき 5,500円
診察券再発行手数料			1枚につき 260円
ゆかた			3,520円

本則の表の備考第2項中「及び選定療養」を「、患者申出療養及び選定療養」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに上山市役所において令和2年7月13日まで縦覧に供する。

令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ヨークタウン上山
 上山市仙石字元糸目791番外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号
 代表取締役 真船 幸夫
 株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号
 代表取締役 山田 昇
 三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
 代表取締役 柳井 隆博
- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	真 船 幸 夫
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	才 津 達 郎
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号	山 田 昇
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河 合 映 治
株式会社エスト	上山市十日町6番16号	中 村 大 輔
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	舟 橋 浩 司
株式会社エイアンドシー	山形市西田五丁目26番1号	伊 藤 芳 明

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	真 船 幸 夫
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	貞 方 宏 司
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号	山 田 昇
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河 合 映 治
株式会社エスト	上山市十日町6番16号	中 村 大 輔
株式会社エイアンドシー	山形市西田五丁目26番1号	伊 藤 芳 明
未 定		

4 変更年月日

令和元年5月1日

5 届出年月日

令和元年11月26日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年7月13日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び最上総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに新庄市役所において令和2年7月13日まで縦覧に供する。

令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ヨークタウンアクロスプラザ新庄
 新庄市五日町字清水川1305の5外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号
 代表取締役 真船 幸夫
 三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
 代表取締役 柳井 隆博
- 3 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 （変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	真 船 幸 夫
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大 村 禎 史
株式会社マツモトキヨシ東日本販売	宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番24号	高 野 昌 司
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	舟 橋 浩 司
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山717番地1	柳 井 正
株式会社メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	富 澤 昌 宏
未 定		

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	真 船 幸 夫
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大 村 禎 史
株式会社マツモトキヨシ東日本販売	宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番24号	高 野 昌 司
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	澤 木 祥 二
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山717番地1	柳 井 正
株式会社メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	富 澤 昌 宏

株式会社セリア	岐阜県大垣市外濑二丁目38番地	河合映治
---------	-----------------	------

4 変更年月日

- (1) 株式会社チヨダに係るもの 平成31年4月1日
- (2) 株式会社セリアに係るもの 平成31年3月29日

5 届出年月日

令和元年11月26日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年7月13日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに三川町役場において令和2年7月13日まで縦覧に供する。

令和2年3月13日

山形県知事 吉村美栄子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ三川
東田川郡三川町大字猪子字大堰端345外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
代表取締役 橘正喜

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野靖二
本間物産株式会社	飽海郡遊佐町比子字白木23番362	東海林 誠
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡田 義 則
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目3番5号	青 山 理
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	舟 橋 浩 司
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大 村 禎 史
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 順

株式会社ザ・フォウルビ	栃木県宇都宮市江曾島本町12番6号	田中 操
株式会社ライトオン	茨城県つくば市吾妻一丁目11番1	川崎 純平
株式会社ニューライフ・サンワ	山形市鉄砲町二丁目21番44号	早坂 智昭
大和情報サービス株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号	藤田 勝幸
株式会社天治堂	秋田県湯沢市川連町字掬下151番地	高橋 秀雄
その他は未定		

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二
本間物産株式会社	飽海郡遊佐町比子字白木23番362	東海林 誠
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡田 義則
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目3番5号	青山 理
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	澤木 祥二
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大村 禎史
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴羽 順
株式会社ザ・フォウルビ	栃木県宇都宮市江曾島本町12番6号	田中 操
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎260番1号	川崎 純平
株式会社ニューライフ・サンワ	山形市鉄砲町二丁目21番44号	早坂 智昭
大和情報サービス株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号	藤田 勝幸
株式会社天治堂	秋田県湯沢市川連町字掬下151番地	高橋 秀雄
その他は未定		

4 変更年月日

- (1) 株式会社チヨダに係るもの 平成31年4月1日
- (2) 株式会社ライトオンに係るもの 令和元年5月31日

5 届出年月日

令和元年11月26日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

て意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年7月13日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があつた。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに長井市役所において令和2年7月13日まで縦覧に供する。

令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
新長井ショッピングセンター
長井市館町南3933番1号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社日向屋商店 長井市館町南13番8号
代表取締役 四釜 卓也
- 3 変更する事項
駐車場の位置及び収容台数
（変更前）244台（位置については縦覧に供する図面のとおり）
（変更後）144台（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- 4 変更年月日
令和2年7月1日
- 5 届出年月日
令和2年1月21日
- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年7月13日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 2. 3. 6	第86号	174	1	17日	21日